

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針	<p>新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。</p> <p>新市における組織・機構の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</li> <li>市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構</li> <li>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</li> <li>簡素で効率的な組織・機構</li> </ul>		
項目	高	富	町
行政組織図	<p>平成14年4月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙管理委員会</li> <li>○農業委員会</li> <li>○監査委員</li> <li>○固定資産評価審査委員会</li> </ul> <p>[1事務局14課1局]</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	伊 自 良 村		備 考
行政組織図	<div style="text-align: center;"> <p>議 会 ————— (書記)</p>   <p>村 長 ————— 助 役 —————</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>総務課</p> <p>税務課</p> <p>産業課</p> <p>建設課</p> <p>住民課</p> <p>福祉課</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>————— 保育所</p> </div> </div> <p>収入役 ————— 出納(係)</p> <p style="margin-left: 40px;">(公営企業)</p>   <p>教育委員会 ————— 教育長 ————— 教育課</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>————— 中央公民館</p> <p>————— 図書館</p> </div> </div>   <p>○選挙管理委員会</p> <p>○農業委員会</p> <p>○監査委員</p> <p>○固定資産評価審査委員会</p> </div>		平成14年4月1日現在
			[ 7 課 ]

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	美 山 町		備 考
行政組織図			平成14年4月1日現在
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙管理委員会</li> <li>○農業委員会</li> <li>○監査委員</li> <li>○固定資産評価審査委員会</li> </ul>		【1事務局9課2室】

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	新 市		
行政組織図	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>議会</p> <p>市長</p> <p>消防本部</p> <p>教育委員会</p> </div> <div style="width: 60%; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>秘書課</li> <li>税務課</li> </ul> </li> <li>企画部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総合企画課</li> <li>財政課</li> <li>情報政策課</li> </ul> </li> <li>市民部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市民課</li> <li>環境衛生課</li> </ul> </li> <li>保健福祉部 [福祉事務所]                             <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉課</li> <li>長寿福祉課</li> <li>健康課</li> </ul> </li> <li>産業経済部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産課</li> <li>産業振興課</li> </ul> </li> <li>基盤整備部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>管理課</li> <li>建設課</li> <li>都市計画課</li> <li>農山村整備課</li> </ul> </li> <li>水道部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水道課</li> <li>下水道課</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">(公営企業) -----</p> <p style="text-align: center;">収入役</p> </div> <div style="width: 20%; padding-left: 10px;"> <p>有線テレビ局</p> <p>クリーンセンター</p> <p>保育園・児童館・子どもげんきはうす ピッコロ療育センター 美山荘</p> <p>林業振興室</p> <p>産業団地対策室</p> <p>伊自良支所 美山支所</p> <p>西武芸出張所</p> <p>南消防署 北消防署</p> <p>総合教育研究所 小学校・中学校 公民館・図書館・文化の里 体育館</p> </div> </div>		
	<p>○選挙管理委員会</p> <p>○監査委員</p> <p>○公平委員会</p> <p>○農業委員会</p> <p>○固定資産評価審査委員会</p> <p style="text-align: right;">【1事務局7部27課2室】</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	篠山市	H11.4.1	<p>1. 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。</p> <p>2. 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 (新町行政組織・機構整備方針)</p> <p>新町における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の統合・一元化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構                      (2) 町民が利用しやすい組織・機構                      (3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構                      (4) 責任の所在が明確な組織・機構                      (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構                      (6) 簡素で効率的な組織・機構                      (7) 行政課題に即応できる組織・機構                      (8) 緊急時に即応できる組織・機構</p>
さぬき市	H14.4.1	<p>1. 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。</p> <p>2. 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(別紙)に基づき整備する。</p> <p>3. 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 (別紙)新市における行政組織・機構の整備方針</p> <p>新市における行政組織・機構は、次により整備するものとする。</p> <p>新市における行政組織・機構については、当面の事務所の位置は確定したが、従前の合併関係5町の行政組織・機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化を図ることは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構                      (2) 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構                      (3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構                      (4) 責任の所在が明確な組織・機構                      (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構                      (6) 簡素で効率的な組織・機構                      (7) 行政課題に即応できる組織・機構                      (8) 現有庁舎を有効利用できる組織・機構                      (9) 緊急時に即応できる組織・機構</p>	